

ご意見に対する考え方

平成29年3月16日
国立公文書館

論点1 対象範囲について

- 職務基準としては、まずは「公的機関」において「公的記録」の管理に従事するアーキビストについて策定することとしますが、その前提として、民間においても通底するアーキビスト一般についての考え方（どのような職務を通じて国や社会、組織に貢献するのか）を整理して記述することとします。
- 「公的機関」とは、国民あるいは地域住民への説明責任とその具体的な手段である情報の公開を業務運営の原則とし、これを保障する観点から記録の適正な管理を実施することが要求される國の機関や独立行政法人等、地方公共団体等を想定しています。
- 職務基準において、アーキビストが取り扱う「公的記録」は、①公的機関が作成・取得し、その職員が組織的に用いるものとして保有する記録のうち、永続的な価値を有するものと、②公的機関が設置する公文書館又はこれに類する施設（公文書館等）が移管、又は収集によって受け入れ、保存及び利用に供するものの2つを合せたものと考えています。
- したがって、「公的記録」は現用段階と非現用段階のいずれにも存在することになりますが、アーキビストは職務の全ての過程を通じて「公的記録」の真正性、信頼性、可用性、完全性を確保することを求められるものとします。

論点2 専門性及び倫理について

- 専門性及び倫理の核となる要素として、アーキビストとしての理念や普遍的な在り方を示すため、職務基準には職業倫理を記述することとします。
- その内容については、「アーキビストの倫理綱領」(The Code of Ethics, ICA 1996) を踏まえつつ、有識者から意見を聴きながら具体化していく予定です。

論点3 職種の構成と追加について

- 職種については、公文書館等から現用部門に対して行う「指導」、評価選別を含む活動状況への「評価」、公文書館等において行われる「収集」、「保存」、「利用普及」の5種を想定し、職務基準において具体化する予定です。

- レコードマネジメントへの関与については、現行の公文書管理法制において実現可能な範囲で、アーキビストがこれを完全に代行するのではなく、「指導」のようななかたちで関与するモデルとする予定です。

論点4 組織運営・マネジメントへの関与について

- 職務基準においては、実務者に対するヒアリング等も進めながら、職務の内容や要求される職務遂行の水準を示し、職位に応じたレベル別の評価が可能となるようにします。

論点5 基礎要件及び遂行要件について

論点6 教育・研修のあり方について

- 「基礎要件」と「遂行要件」については、公文書館等への採用以前に備えておくべき基礎的な知識や調査分析・論理的な思考能力、倫理や行動規範を教育において培う「基礎要件」とし、個々の職務等に応じて要求される知識や技能である「遂行要件」は、研修ないしOJTによって養成されるものとして整理することとします。
- 「基礎要件」については、既存の職員の処遇を考慮しつつも、専門職としての地位を確立する観点から、学歴に代えて業務経験・能力について何らかのテスト（認証）を行うことにより客観的に判断できるような仕組みを設けるものとします。

論点7 公的資格制度化について

- 公的資格制度の確立は最終的な目標として位置づけて取り組んでいくこととしました。
- その第一歩として、アーキビストの職務基準を定め、アーキビストの職務遂行における行動の指針や教育・育成のための要件、専門職としての処遇改善や人事評価の基準としての活用を促す取り組みを進めることとします。

論点8 職務基準の位置づけ及びその後の見通し

- 職務基準は国立公文書館が示す参考資料であり、他の公文書館等に何らかの行動を強制するものではありませんが、事実上の標準として広く活用さ

れるように努めることとします。

- 次年度から、高等教育機関の関係者を含む外部有識者や職務分析に係るコンサルタントを活用しながら、公文書館等の機能や規模に応じた職務基準を数パターン作成することとしています。
- 職務基準においては、実務者に対するヒアリング等も進めながら、職務の内容や要求される職務遂行の水準を示し、職位に応じたレベル別の評価が可能となるようにします（再掲）。

論点9 「アーキビスト」の日本語訳について

- ・「アーキビスト」という呼称についてはある程度定着しているというご意見が多数であり、現段階では日本語訳を定めていく必要はないと判断しました。
- ・しかしながら、将来的に公的資格制度を設ける段階では、「アーキビスト」の言い換え表現として日本語訳を考えることとし、国立公文書館としては、公的認証を受けた「記録管理士」として、「公的記録管理士」という表現を腹案としています。

その他

国立公文書館は、関係学会・団体、アーキビスト育成に携わる高等教育機関の意見を隨時取り入れながら職務基準を定め、継続的に見直しを図っていくこととします。

以上